

平成28年1月20日

答申第663号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より「①平成24年3月末、25年3月末の未払金計上した社会保険料の内訳（健康保険料、厚生年金保険料等の内訳）、②25年3月給与控除額の内訳、③25年3月給与の社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料等各種保険料の本人負担、事業主負担額の内訳）」がわかる文書の開示の求めがあった。

NHKは、①および③の25年3月給与の社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）の本人負担分保険料、事業主負担分保険料の内訳は開示したが、②については、文書が存在しないため開示することができないとした。

#### 2 NHKの見解の要旨

25年3月給与における控除額の内訳がわかる文書は存在しないため、再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年1月20日（第232回審議委員会）

第684号諮問、審議、答申